

## 皇寿の郷 地域密着型通所介護・札幌市通所型サービス 運営規程

### (事業の目的)

第1条 株式会社皇寿が行う指定地域密着型通所介護及び指定札幌市通所型サービス(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者(以下、「従業者」という。)が、社会的孤立感の解消及び心身の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下、「利用者」という。)に対して適正な指定地域密着型通所介護及び指定札幌市通所型サービスを提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 従業者は、利用者の心身特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な介護及び機能訓練を行う。

2 従業者は、事業の提供にあたっては懇切丁寧に行うこととし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について理解しやすいように説明を行う。

3 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

5 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保険・医療、福祉サービスとの密接な連絡を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称 皇寿の郷

所在地 札幌市白石区本通14丁目北1番26号

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名

管理者は従業者の管理、指定地域密着型通所介護及び指定札幌市通所型サービスの利用申込みに係る調整、及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2 生活相談員 1名以上

生活相談員は、通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、その利用者が日常生活を営むうえで必要な相談援助を行う。

3 看護師 1名以上

利用者の健康状態確認、配薬準備などの看護業務を行う。

4 介護職員 1名以上

介護職員は、入浴介助等日常生活上必要な介護を行う。

5 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1 営業日は、毎週月曜日から金曜日とする。

原則、国民の祝日、12月29日～1月3日は休日とする。

2 営業時間は、午前8時30分～午後5時00分までとする。

サービス提供時間は、午前9時30分～午後3時35分までとする。

但し、上記営業時間外でも相談等に応じる体制をとる。

(指定地域密着型通所介護及び指定札幌市通所型サービスの利用定員)

第6条 指定地域密着型通所介護及び指定札幌市通所型サービスの利用定員は10名とする。

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 事業の内容は下記に掲げるとおりとし、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護及び指定札幌市通所型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額、及び当該指定札幌市通所型サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定札幌市通所型サービスに支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

イ 生活指導、相談援助

ロ 健康チェック

ハ 機能訓練

ニ 食事の提供

ホ 入浴介助

ヘ 送迎

2 前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- イ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から居宅までの交通費を 50 円/km徴収する。
  - ハ 食事の提供に要する費用として、一食につき 550 円徴収する（おやつ代含む）
  - ニ おむつ代として、別途実費を徴収する。
  - ホ 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護及び指定札幌市通所型サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用については実費を徴収する。
- 3 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の実施地域とは札幌市白石区（米里、川北地区除く）とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第9条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第10条 従業者は、指定地域密着型通所介護及び指定札幌市通所型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（非常災害対策）

第11条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（運営推進会議）

第12条 事業者は、当事業所でおこなう地域密着型通所介護が地域に開かれたものとするために運営推進会議を開催する。

- 1 運営推進会議の開催は概ね 6 ヶ月に 1 回以上とする。
- 2 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表、区域を管轄する地域包括支援センター、地域密着型通所介護などに知見を有する者とする。

- 3 運営推進会議は、事業所のサービス内容、活動状況などを報告し、評価を受けると共に助言、要望など地域との意見交換、交流の機会とする。
- 4 運営推進会議の議事録を作成すると共に当該記録を自由に閲覧できるように公表する。なお、議事録は2年以上保存するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業者は、従業員の施設向上を図るため定期的に研修の機会を設け、勤務体制の整備に努める。

- 1 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守る旨を雇用契約内容とする。
- 3 事業者は、利用者からの苦情等に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者の苦情等に対し迅速に対応する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第14条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- 2 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の計画及び実施
- 3 サービス提供中に虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法の整備
- 4 その他虐待防止のための必要な措置

附則

この規程は、平成23年5月1日より施行する。

改訂

|           |           |
|-----------|-----------|
| 平成24年4月1日 | 令年2年12月1日 |
| 平成24年9月4日 | 令年5年2月15日 |
| 平成25年7月1日 | 令和6年4月1日  |
| 平成26年4月1日 |           |
| 平成28年4月1日 |           |
| 平成29年4月1日 |           |
| 平成30年4月1日 |           |
| 令年2年6月1日  |           |